

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)									単位 Unit			
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	I	II		
16.01 1601.00 000	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限り。)及びこれらの物品をもととした調製食料品	10%		(10%)		無税											附属書1 第2部第1 節注釈9 に定める 関税割当 数量以内 のもの 9%		KG
16.02 1602.10 000	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血均質調製品	25%		21.3%		無税				19.9%						21.3%			KG
1602.20 010	動物の肝臓のもの 1 牛又は豚のもの 2 その他のもの	25%		21.3%		無税				17.8%						21.3%	19.2%		KG
091	— 気密容器入りのもの	8%		6%		無税		無税								6%		2.9%	KG
099	— その他のもの				3%					5.6%								5.8%	KG
1602.31 100	第01.05項の家さんのもの 七面鳥のもの 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限り。) 2 その他のもの	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
210	(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税		附属書1 第2節注 釈4に定 める関 税割当 数量以 内のも の 19.1%								21.3%			KG
290	(2)その他のもの	8%		6%	3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
1602.32 100	鶏(ガールス・ドメスティクス)のもの 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限り。) 2 その他のもの	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
210	(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税		附属書1 第2節注 釈4に定 める関 税割当 数量以 内のも の 19.1%								21.3%			KG
290	(2)その他のもの	8%		6%		無税		附属書1 第2節注 釈4に定 める関 税割当 数量以 内のも の 3.6%			5.0%					5.9%			KG
1602.39 100	その他のもの 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限り。) 2 その他のもの	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
210	(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税		附属書1 第2節注 釈4に定 める関 税割当 数量以 内のも の 19.1%								21.3%			KG
290	(2)その他のもの	8%		6%		無税	4.0%	無税	3.0%	4.0%	4.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		KG
1602.41 011	豚のもの もも肉及びこれを分割したもの 1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限り。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限り。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	(10%)				無税		※1		※2									KG
019	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	(1,035円/kg)															KG
019	*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	(8.5%)															KG
090	2 その他のもの	25%		20%		無税				附属書1 第2部第1 節注釈2 に定める 関税割当 数量以内 のもの 16%						20%	附属書1 第2部第1 節注釈13 に定める 関税割当 数量以内 のもの 18%		KG
1602.42 011	肩肉及びこれを分割したもの 1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限り。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限り。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	(10%)				無税		※1		※2									KG
019	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	(1,035円/kg)															KG
019	*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	(8.5%)															KG
090	2 その他のもの	25%		20%		無税				附属書1 第2部第1 節注釈2 に定める 関税割当 数量以内 のもの 16%						20%			KG

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)										単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	I	II	
1602.49	その他のもの(混合物を含む。) 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限定。) 2 その他のもの (1)ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)、並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。))	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG	
210	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	(1,035円/kg)													KG	
220	*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	(8.5%)													KG	
290	(2)その他のもの	25%		20%					無税				20%	附属書1第2部第1節注釈13に定める関税割当数量以内のもの18%		KG		
1602.50	牛のもの 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限定。) 2 その他のもの (1)牛の臓器及び舌のもの - 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。) - その他のもの -- 単に水煮したもの -- その他のもの --- 気密容器入りのもの --- その他のもの (2)その他のもの A 牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の30%未満のもの - 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。) -- 米を含むもの -- その他のもの -- 米を含むもの --- 気密容器入りのもの --- その他のもの --- 気密容器入りのもの --- その他のもの B その他のもの (a)単に水煮した後に乾燥したもの - 気密容器入りのもの -- 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの -- その他のもの -- その他のもの (b)調味した後に乾燥したもの - 気密容器入りのもの -- 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの -- その他のもの -- その他のもの (c)コーンビーフ (d)その他のもの イ 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。) ロ 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。) - 単に水煮したもの - その他のもの ハ その他のもの - 単に水煮したもの - その他のもの -- 気密容器入りのもの -- その他のもの	無税	25%	(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG		
210	(1)牛の臓器及び舌のもの - 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)	25%		21.3%									21.3%			KG		
291	-- 単に水煮したもの			(50%)									25%			KG		
292	--- 気密容器入りのもの			21.3%									21.3%			KG		
299	--- その他のもの			21.3%									21.3%			KG		
310	-- 米を含むもの															KG		
320	-- その他のもの															KG		
331	--- 気密容器入りのもの			21.3%												KG		
339	--- その他のもの			21.3%												KG		
391	--- 気密容器入りのもの			21.3%												KG		
399	--- その他のもの			21.3%												KG		
410	(a)単に水煮した後に乾燥したもの - 気密容器入りのもの	25%											25%			KG		
420	-- 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの			(38.3%)												KG		
490	-- その他のもの			(50%)												KG		
510	-- 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの			(10%)												KG		
520	-- その他のもの			(10%)												KG		
590	-- その他のもの			(10%)												KG		
600	(c)コーンビーフ	25%		21.3%		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの19.1%		14.9%			21.3%	19.2%		KG		
700	(d)その他のもの イ 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)	25%		21.3%		無税		附属書1第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの19.1%					21.3%			KG		
810	ロ 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。)	45%				無税										KG		
890	- 単に水煮したもの			(50%)									45%			KG		
910	- その他のもの			38.3%									38.3%			KG		
991	ハ その他のもの	50%				無税							50%			KG		
999	- 単に水煮したもの			(50%)												KG		
1602.90	その他のもの(動物の血の調製品を含む。) 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限定。) 2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの (2)その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG		
210	(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税							21.3%			KG		
290	(2)その他のもの	8%		6%	3%	無税							6%			KG		
16.03	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース																	
010	1 肉のエキス及びジュース	12.8%		12%	6%	無税							11.5%			KG		
090	2 その他のもの	9.6%		(9.6%)	6.4%	無税	7.2%	無税	4.0%		4.8%	5.6%	8.4%	8.4%	5.6%	KG		
16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)							無税										
1604.11	さけ	9.6%		(9.6%)		無税												

